

2019年2月26日

各位

株式会社 りそなホールディングス
株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行

りそな銀行および埼玉りそな銀行の監査等委員会設置会社への移行について

株式会社りそなホールディングス（社長 東 和浩）の子会社である株式会社りそな銀行（社長 東 和浩）、株式会社埼玉りそな銀行（社長 池田 一義）の2社は、グループガバナンス体制の更なる強化に向け、本年6月開催予定の各社の定時株主総会における承認を前提に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。

1. 移行の目的

① 取締役会の実効性向上

取締役会から代表取締役に対し業務執行に係る決定権限の委譲範囲を拡大することで意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会において経営戦略等の議論を一層充実させることにより、取締役会の更なる実効性向上を図ります。

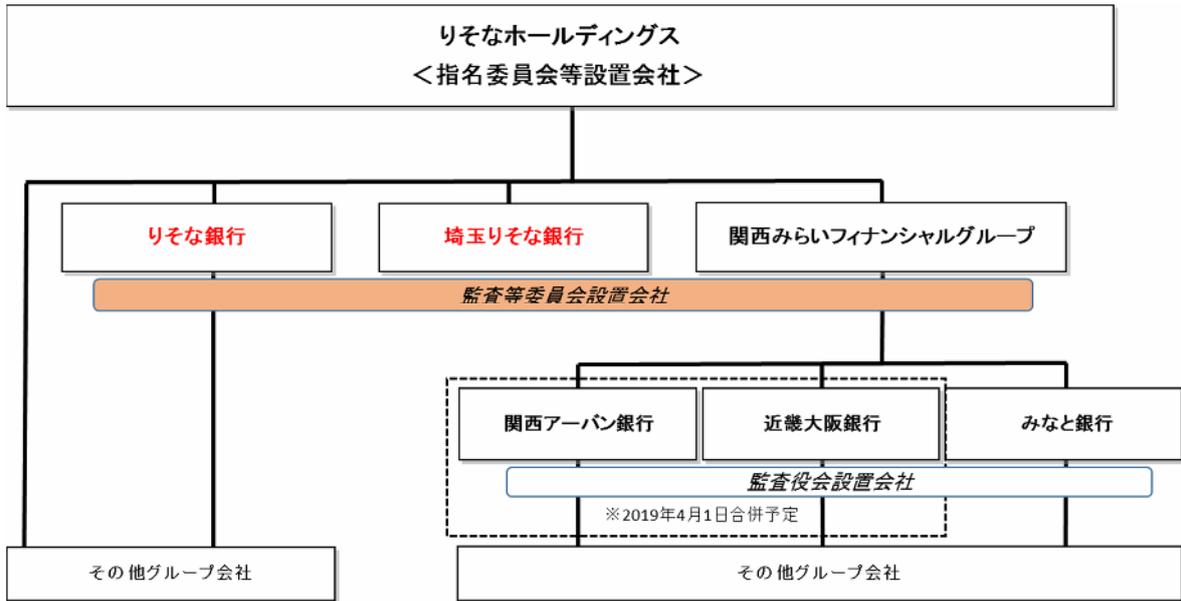
② コーポレートガバナンス体制の強化

社外取締役が過半数を占める監査等委員会が、業務執行に係る監査を行うとともに、各監査等委員が取締役会の決議において議決権を行使することで、経営に対する監督機能の更なる強化を図ります。

2. 移行の時期

本年6月開催予定の各社の定時株主総会において、必要な定款変更等について決議のうえ、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

<ご参考>



以上